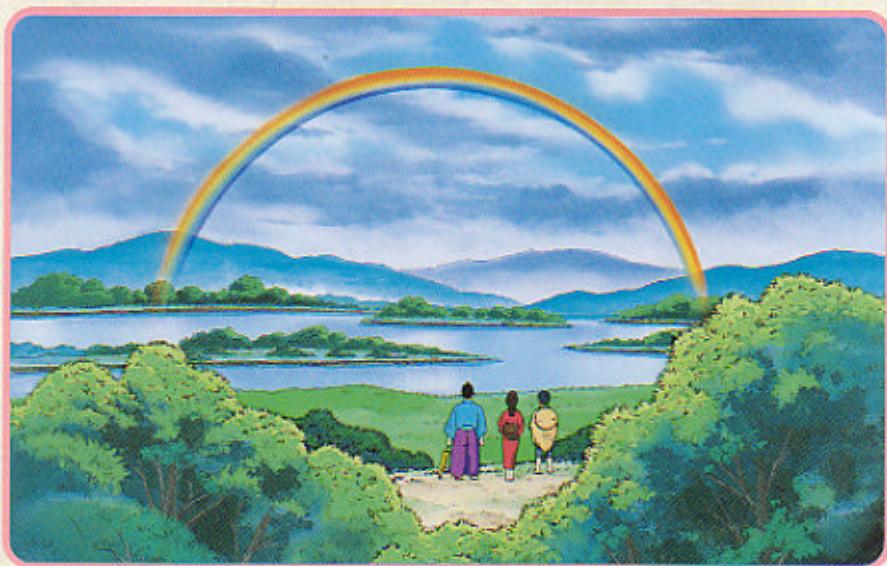


アニメーション

しぶぞめいつけ

渋染一揆

—明日に架ける虹—



制作のねらい

このたび、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた教育・啓発に役立てたいと考え、岡山県における歴史的事実である渋染一揆をもとに、アニメーション映画を制作しました。

渋染一揆は、岡山藩における出来事です。江戸時代の身分制の中で、服装などにまで加えられようとした差別政策に対して、人々が团结して立ち上がり、犠牲を払いながらも、人間としての誇りをかけた要求を貫いて成功させた取り組みです。

この映画を視聴していただき、筋道を立てた要求と堅然とした行動などから、不当な差別に生命をかけて立ち向かった人々の勇気や、人権を守ることの大切さについて話し合うきっかけにしていただきたいと思います。

なお、この映画は、史実をもとに脚本化したものであり、架空の人物も登場します。

岡山県・岡山県教育委員会

江戸時代後半の様子

幕府や藩は、強力な政治の仕組みで民衆を支配していましたが、貨幣経済が広がる中で、支出も増えて財政が苦しくなりました。そのため、年貢を増やしたり、政治の引き締めを行うなど、改革に乗り出しました。しかし、干ばつや冷害などで不作が続き、その上、大飢饉（天保の大飢饉）に見まわれるなど、民衆の生活は苦しく、改革に対する不満も高まって、全国各地に一揆や打ちこわしが起こっていました。



岡山城



岡山藩の改革

岡山藩においても、天保以降、凶作による年貢の減収、商人からの借金、黒船の来航による房総半島の警備などで、藩の財政は一層危機的なものとなっていました。

このような中で、藩は、改革の一環として、1855（安政2）年、29か条の「傍約令」を出しました。その内の最後の5か条は、「別段お触れ書き」と呼ばれ、百姓や町人から分け隔てられ、厳しい差別を受けていた人々（岡山藩では「かわた」と呼ばれた）だけに出されたものでした。

この「別段お触れ書き」は、「着物は無紋の染色・藍染に限る」「雨天の時、村内の仲間の家に行くときは、はだしは迷惑だろうから、くり下駄を使用することは許す。ただし、顔見知りの百姓に出会ったら、下駄をぬいでいきつをする」など、かわたと百姓をことさら分け隔てる差別的内容でした。

時代	できごと
安土・桃山時代	豊臣秀吉が全国を統一する 太閤候地・刀狩を行う 身分令を出す
	1600年 関ヶ原の戦いが起こる
	1603年 德川家康が江戸幕府を開く 鎖国が完成する 身分割が固まる
	1700年 商品作物が広がる 一揆や打ちこわしが多くなる
	1800年 天保の大飢饉
	1841年 天保の改革
	1853年 ベリーが浦賀に来る
	1856年 染染一揆が起こる
江戸時代	1867年 江戸幕府が滅びる



黒船来航

「傍約令」の一部

一、男女とも衣類は、本絹とすること。
一、雨のときは、みの笠を使ひなさい。
手傘を使ってもいいが、柄は付て、差地のもの。
くり下駄のはかは履いてはいけない。
一、お祝いや不幸があった時の集まりでも、料理は後均しなさい。

「別段お触れ書き」の一部

一、衣類は紋がないこと。
新しく作るときは、染色か藍染に限る。
一、雨のとき、近所の家に行くときだけ、
くり下駄を履いてもよい。
ただし、百姓に会ったら、下駄をぬいで
お辞儀をしなさい。

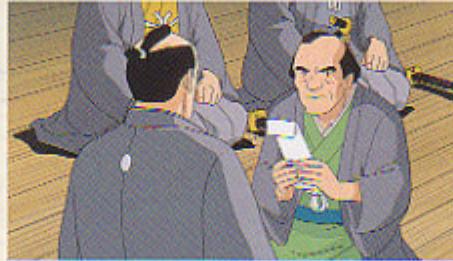
たんがん 嘆願の取り組み

この「別段お触れ書き」に対して、「かわた」の人々は、何度も寄り合いを開き、嘆願書をまとめ上げて、都会所に差し出しました。嘆願書には、「年貢を納めている私たちは、百姓と同じように扱われて当然だ。」という思いが、筋道を通して書き連ねられていました。それは、厳しい身分制の社会の中で、差別を拒否し、平等を求めたものでした。

しかし、期待に反し、嘆願書は差し戻されてしまいました。



寄り合い



嘆願の内容

私たちには百姓と同じように土地を耕し、年貢を納めていますが、沿岸の者物では勤く意欲もなくなり、年貢も納められなくなります。

頃頃

こうそ 強訴の取り組み

その後、役人が檢約令への請印を厳しく迫る中で、判を押す村も出てきました。嘆願の望みが絶たれた人々は、岡山藩の筆頭家老である伊木忠澄への強訴に踏み切りました。忠澄は、このたびの檢約令を出すなどの藩の改革を進めていた家老の日置忠尚と対立する立場にありました。

1856（安政3）年6月14日、吉井川八日市河原に集まった人々は、武器を持たず、出明にある伊木家の陣屋を目指して整然と進みました。

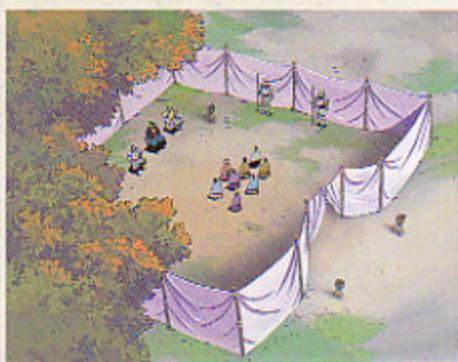
途中、武器を持った伊木の軍勢が、櫻塚付近で一揆勢と対峙しました。

一揆の代表は、伊木家の侍に、強訴に至ったいきさつと嘆願書の内容を礼儀正しく伝え、2日間にわたり、ねばり強く話し合いをしました。そしてついに嘆願書の差し出しに成功したのです。

嘆願書は藩に取り次がれました。その後「別段お触れ書き」が強制されることなく、人々の鬨は、事实上の勝利を収めました。

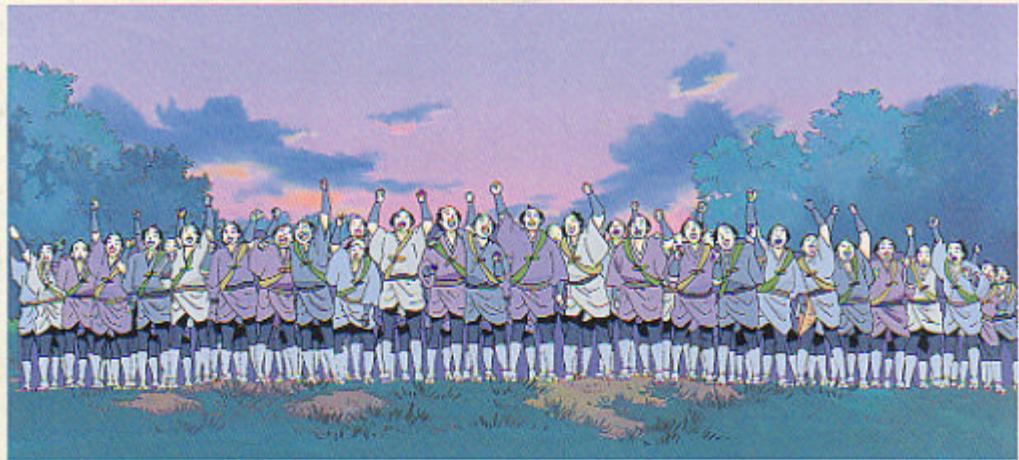


八日市河原



役人との話し合い





一揆に参加した人々

その後の取り組み

しかし、強訴の取り組みは、法を犯すものであり、藩の取り調べの結果、12人が入牢となりました。そのうち6人は、厳しい牢内の生活のため、病で亡くなってしまいました。そして、牢内外の赦免を求める嘆願の取り組みにより、1859（安政6）年に最後まで残っていた5人が、釈放されました。

差別を拒否する要求を、生命をかけて貫いた人々の取り組みは、当時の身分制の社会の中にあって、画期的な出来事でした。

この一揆に踏んだ人々の精神は、明治時代の「備作平民会」（1902年、明治35年）へ、大正時代の「岡山県水平社」（1923年、大正12年）へと受け継がれ、その後の岡山県における人権獲得の取り組みに大きな影響を与えることになりました。

1958（昭和33）年、百周年を記念して、この取り組みは、「決塗一揆」と名付けられました。



赦免



権十郎



かえで



小助

企画	岡山県・岡山県教育委員会
制作	東映株式会社
アニメーション制作	ジェイ・シー・エフ
脚本	高木謙・山上梨香
演出	平田敏夫

ナレーション	藤田淑子
声の出演	権十郎……丸山路二 かえで……高木礼子 小助……浅野真ゆみ